

京都帝國大學所藏卷子本三長記の本文（圖版第一）

とその紙背文書（圖版第二）



京都帝國大學所藏卷子本三長記に就いて

赤 松 俊 秀

三長記は、鎌倉時代の初期に於いて朝臣の間に令名あつた三條長兼の日記で、夙に世に知られ、殊に此日記は建永二年の專修念佛停止に關する一切の經緯を記述せる事に依つて、史料として重要視せられてゐること、人のよく知るところである。

茲に云ふ京都帝國大學所藏の卷子本三長記一卷は、世に未だ多く紹介せられざるものであるのであり、鎌倉時代の古寫本たるのみならず、その紙背には幾多のこの時代の古文書を有する點に於いて注意すべきものであつたが、吾人はこれを閱讀するの際、この卷子本の性質を知り、また筆者に就いて推知すべきものあるを見、こゝに

これが解説を試みんとするものである。

まづこの卷子本の體裁を記せんに、此の一卷の内容は建久六年の秋、後鳥羽天皇の皇女春華門院御誕生に關する記事を有し、卷子の外題には、本文と異筆であるが、三長記建久六年七月御産御殿等之作法と記されてゐる。

卷子の大きさは天地九寸八分、紙數凡そ四十一枚を纏けるものであつて、紙の背には全部文書を見ることが前に云ふ如くであつて、これ反古を裏かへして記録せるものがあるを知る。而してこの古文書には間々完全なるものあつて、これによつて、この書の研究の緒口を得ることが出來たのである。

此の卷子本はその書風より見るも鎌倉時代を下らざるものとせらるゝが、この書寫年代を考ふるに、まづその紙背文書の中に播磨國安積保に對して發せられた正應四年六月日の下文の案文〔註一〕の存する事より見れば、その書寫は絶對に伏見天皇の此の時を溯るものではないと見なければならぬ。然し乍ら此の文書は、案文なるが故に、或はこれを後代の書寫なりとして、確定的に正應四年六月を書寫年代の上限とし難しとせば、尙書寫時日の上限を決定する典據たるものには、紙背文書中に左の如き文書があるのを見るのである。

八幡御幸。可爲來十八日候、必可令供奉給之由、重被仰下候也。仍執達如件。

正月五日

左少辨經守

謹上 三條新中將殿

この文書にある經守が、左少辨の官に在つたのは、正應四年七月二十九日より翌五年十一月二十三日迄であるから、この文書に見ゆる正月五日は正應五年のそれに外ならない、加ふるにその内容なる正月十八日の八幡御幸も

伏見院宸記正應五年正月十八日の條に、今曉上皇御幸石清水云々とあるに符合するから、此の文書の作製せられた授受された時日は確定的なものである。これよりして此の文書を讀して、其の紙背を書寫の料紙に用ひた時が、正應五年より餘り後の事ではない事が推測せられる。

更にこの文書の受取人たる三條新中將は他の紙背文書〔挿圖第三〕にも見え、同じく紙背文書の宛名なる三條權中將〔挿圖第二〕と同一人であるとするとするならば、紙背文書にて宛名を明記するもの八通の内、兵部卿宛の一通〔註二〕の外は皆同一人に宛てられた事になる〔註三、四、五六〕其故に若し一通のみ異なる存在に就いて何等かの根據ある説明が與へられるならば、紙背文書の宛名に依つて本文の筆者を決定する方法も、充分にその適用の理由が存する事になる。此の際先づ考慮すべきは三條新中將又は權中將と兵部卿とが同一人に非ざるやの假定であるが兵部卿が公卿の兼官となる事の多い點よりして〔註七〕、公卿補任に據つて如上の經歷を有する人を訪ねても、正應五年以後の兵部卿に斯の如き人を見出せないから、此

の假定の成立は頗る覺束なく、まづ事實あらざりしもの

かと思はれる。此の假定に次いで想起されるのは、かの長兼の家が三條と稱せる事であつて、三條權中將又は新中將に宛てた文書が七通も存在する上に、その家名の同じくする事より三條新中將を長兼の一流として、一通のみ異なる存在を無視して、一舉に三條新中將を筆者に比定せんとする假定であるが、事實に於いて長兼の一流にて當時斯の如き地位に居た人を確認する事が出来ないから〔註八〕重要な假定が單なる憶測に止つて、初の如く三條新中將又は權中將に宛てられた文書は比較的多數であると云ふ數的な理由しかない事になり、兵部卿宛の文書の存在に對して何の説明も與へない事になる。

如上の二つの假定が共にその根據がなくて、三條新中將又は權中將が何人なるか、兵部卿が何時の頃の何人なるかを明らかにすすがを見出し得ない時に、他にたよる事なくして自らその宛名の何人なるかを明示するものが紙背文書に存するのを見出し得るのは、大きな喜びと云はなければならぬ、圖版第二に掲げた文書が即ち

それである。

〔摺袴事。兩所御中一具可申之由。參會之次令申候了。然而難治計會。五衣事に候。可有御計候。御領狀候間。進府者候。可爲何様候哉。恐々謹言。〕

十一月二日

實長 仲口

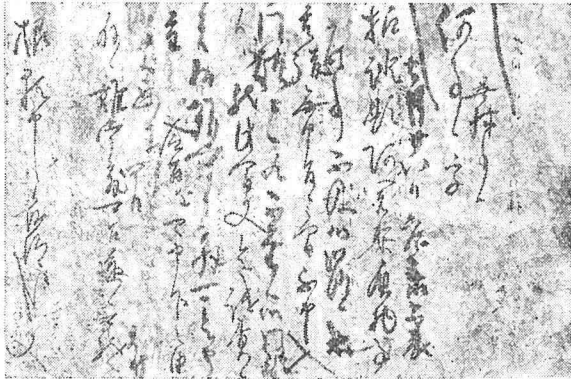
此の文書に於いて重要なものは、摺袴事の上を始め、三個所に懸けられた合點であつて、一旦實仲より出された此の書狀が、長□の返事を載せて再び實仲の許に戻された事を示してゐる事である。實仲の書狀はこの外にも一通存するも同じく合點を有し、〔註九〕合點を有し乍ら斷簡にて署名の部分を除く二通の書狀は〔挿圖第一、註一八、一〇〕共にその往信の筆致は實仲書狀のそれに一致してゐて、一旦實仲より發せられた後再び實仲の許に歸れる書狀として何等の疑點なく、計四通の書狀が彼に宛てられ、その許に保存せられた事は明らかであると見なければならぬ。而して圖版第二の文書は、その内容なる摺袴事は他の紙背文書にも見え、〔註六〕春日祭に下向する舞人の摺袴の調進に關して春日祭使長□と實仲との

間に往復した書狀であるが、正應四五年の前後にて十一月の春日祭使を勤仕した長□を求むれば、正應五年十一月三日にその任に當つた右中將長嗣の外にはないから、〔註一一〕此の書狀の授受せられた時日は正應五年と確定し、實仲の存在した時も自ら明瞭になつた。

此の實仲が如何なる人なるかを尊卑分脈公卿補任に據つて尋ねて見ると、左大臣三條實房の一流にて公貴の二男なる實仲と云ふ事になる、しかもその家は三條であり當時は中將として近衛府に列してゐるから、三條新中將又は權中將と同一人であるとする事が出來て、その許に宛てられた書狀は十一通存する事になり、

數に於いて三條新中將の筆者説はその可能性を増す事になる。然し乍ら翻つて考へて見ると、三條新中將と權中

將とが同一人であるとするのも實は假定であり、實仲とこの兩者とが同一人であるとするのも、畢竟は假定に過ぎず、一つの日記の紙背文書の宛名なる故に同一人なるに非るかの憶測より一步も出でたものではなく、若しこの三者に宛てられた文書が分散して存したとするならば、如何なる根據よりして三者は同一人であると云ひ得るであらうか。現在の如く、筆者の比定が主要なる關心事である際に、斯の如き循環論的な論證に従つて立論するのは好ましい事ではない、殊に實仲の中將に任ぜられたのは正應元年六月二十九日にて、正應五年正月五日にあつては既に三年餘の時日が経過してゐるにも尙、新中



一 第 圖 挿

將と稱せられたか否かに就いては、一應の考證を必要とする、而して勘仲記弘安九年四月八日の條に、中院新中納

言に註して通雄卿としてゐるのを見るが通雄が權中納言に任ぜられたのは其れより三年以前の弘安六年の事であるから、茲に云ふ新中納言は單

なる新中納言とその用語法を異にするに見られるが、此は全く

彼の叔父にて彼より早く建治元年に權中納言に任ぜられ弘安九年九月二日迄その官にあつた中院中納言具房〔註一二〕と、彼

との區別の爲にて、具房が權大納言に任ぜられてからは、通雄は單に中院中納言と稱せられたのである〔註一三〕かくて新中

納言の用語法の一例が確定したが、三條新中將なる稱呼も正しくそれに該當し、實仲には、實躬卿記にて其の名の知られてゐる兄實躬があり、當時共

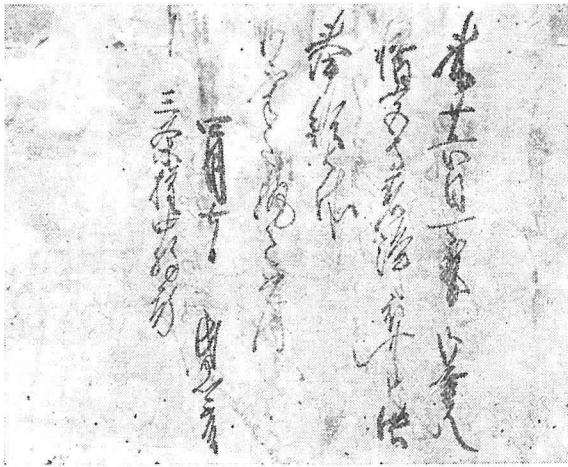
に近衛權中將であつたが〔註一四〕實躬は實仲より三年早

く弘安八年六月十三日に中將に任ぜられたので、兩者を區別する爲に正應五年になつても、實仲を三條新中將と呼び、實躬は常に三條中將と稱せられたのである。〔註一五〕此の考證に依つて實仲と三條新中將とが同一人である事は明らか

になつたが、實躬實仲が共に權中將であつたのに、三條權中將と云へば實仲一人を指示してゐるか否かに就いては、更に考證

しなくてはならない。勸仲記弘安九年閏十二月十四日の條に、三條中納言に註して實重とし、三條權中納言に註して公貴としてゐるが、兩者共に權中納言に

て只實重が公貴より二年早く權中納言に任ぜられてゐるに過ぎないから、此の稱呼の相違は先の新中納言の時と同じく、正と權とを意味せずし



二 第 圖 挿

て單に權の字義に含まるゝ低位と云ふ意味のみを抽出して用ひたものである。然し乍ら勘仲記にて公貫を三條權中納言と呼んだ例は極めて少く、他にかゝる權の字の用例餘り多くは存しないので、新と權とが草書體にては極めてよく似る處から、誤寫せられたのではないかと疑へるが、實躬の稱呼が三條中將であつたより見れば、傍證もとにかく存在するのであるから三條權中將は實仲のみを指示するとしても誤はないであらう、殊に紙背文書には三條權中將に宛てられた文書にて明瞭に實躬に宛てられたものでない事の確證の存するものがあるから、恐らくは勘仲記によつて見た權中納言の用語法の一例は當を得てゐるであらう、挿圖第二の文書が即ちそれである。

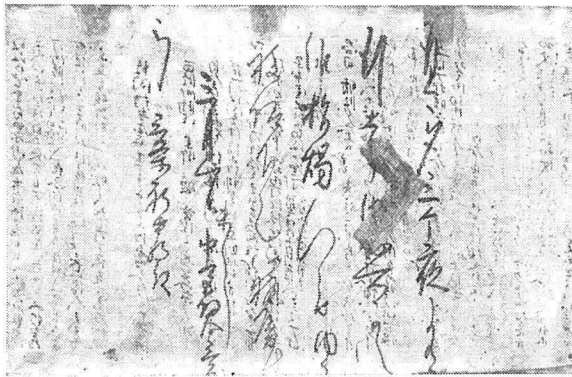
依 御氣色執達如件

四月七日

民部卿康能

三條權中將殿

康能が民部卿の官にあつたのは正應四年のみであるから、茲に云ふ四月二十六日の八幡御幸は續史愚抄正應四年四月二十六日の條に見ゆるものに外ならないが、實躬も亦この御幸供奉を康能から命ぜられたのであるが、その日記に記す處によれば、其の催しを受けたのは實に四月六日にて、この文書の發せられた日より一日前のことに屬する。此の文書には再度の命令である事がのせられてゐないから、此の文書は確定的に實躬に宛てられたものではない事になる。随つて三條權中將は上



挿圖第三

來廿六日。可有 御幸八幡宮寺。着淨衣可令供奉給者。

述の三事實を綜合して實仲一人を指示すると見なければ



ならない。

三條新中將と權中將と實仲との三者が同一人である事が立證せられると、紙背文書にて實仲一人に差出されたものは十一通存在する事になる。更に斷簡にて署名を缺く書狀の間には、これを考證する時には、實仲に送られたものと斷じ得る書狀があり、その一通は確かにこれと言ひ得るから〔註一六〕實仲を筆者とする考は益々その可能性を濃厚にしてくる。然し乍ら兵部卿宛の一通〔註一〇〕に就いて説明を與へない限り、其れは畢竟可能性の増大に止るものと云はなければならぬ。さりとて此の文書にてはその時日並に授受關係に就いて徵すべき一切の資料がないから、説明は極めて困難であるが、只實仲が筆者と決定される論證過程の中に、如何にすれば矛盾する事なくして、此の一通のみ異なる存在を許容して、尙能くその立證を完結し得るかを示し得るにすぎない。此の紙背文書にて確實にその年代の徵し得るものが皆正應四五年度であり、〔註一、三、六〕其の外に論證を要するものにては皆正應年間のものゝみであるから、〔註一六、一七〕こ

の兵部卿宛の文書も恐らくは同じ時代のものと思はれるが、當時の兵部卿を求めると、吉田經長、藤原康能、菅原清長の三人であつて、この内の一人がこの文書に云ふ兵部卿であらうと考へられる、而してこの文書の内容は神主職に關して交渉の存した事を示してゐるから、此の文書が實仲の許に轉送せられたとするならば、實仲も亦その交渉に干與したものと見なければならず、兵部卿と實仲との間には特殊な關係が存在したと思はれなければならぬ。勿論今日かゝる關係の實存を論證する事は出来ないが、若しこの三人の孰れかと實仲と特殊なる關係が存在すれば、其れより逆推してその人が茲に云ふ兵部卿であるとも見ても強ちに妄斷とは云はれないであらう。而して圖版第二に掲げた實仲書狀とは異なる彼の書狀がその關係を暗示してゐると考へる、〔註九〕即ち、實仲と康能との間に當色三具に就いて交渉が存在した事を示すものであるが、他の二人が何等交渉の痕跡を残してゐない事より見て、此の關係が、兵部卿宛の文書一通の、こゝに混在する事情と思はれる。

凡そ如上の論證に據つて、三條實仲が本文の筆者として最も可能性が多いと云へよう。其外に僅かなる可能性が實躬又は康能に就いて考へられるが、これはより大なる偶然を想到しない限りには信すべからざるものであらう。尙云は、實仲、實躬、康能の筆致〔圖版第二、挿圖第一の行間書、挿圖第二〕と本文と比較する時、實仲の筆蹟によつて最も近い類似が鑒定し得べきものがある。従つて又如上の論證を易々たらしめる點ありて、兩者相俟ちこの立論の眞實なる事を確信せしめるであらう。

三條實仲が筆者と決定し、その書寫も恐らく永仁年間のことと推定されて來ると、この本の文獻學的價值は自ら決定して來る。長兼はその歿年は明らかでないが、建保二年二月に五十三歳にて出家遁世してから、〔註一九〕永仁元年迄には八十年も經過し、家は同じく三條と稱しても、長兼は高藤公流にて葉室の一家であるのに對し、實仲は公季公流の三條家の一流であり、殊に實仲の當時に長兼の後裔の家が存在した事を確認し得ないから、長兼

の自筆本に據つて直接に實仲が書寫したとは認め難く、此の本が正本に對する副本の如き價值を有するとは到底望み得ない事である。然し乍らその傳寫の系統を辿る事は書史學的研究に於いては最も重要な事であるから、一應尋究する必要がある。

現在の流布本の奥書に據れば、主として弘安六年八月の交に一條家の本によつて書寫されたものを底本としてゐるから、〔註二〇〕當時一條家に一本存在してゐた事は確實であるが、更に注目すべきは梅小路中納言忠方の家にも一本が傳はつてゐた事である。〔註二一〕此の忠方は長兼の兄宗隆の曾孫にて長兼の父長方の嫡流を嗣いだ人であるから、長兼の家が有若亡の如き觀のある時に此の家に三長記の一本が存在する事は意味があると考へる然し乍らこの本はその奥書〔註二二〕に據れば、決して長兼の自筆本ではなくて、その後裔なる隱士の手によつて書寫せられたものであるが、その書寫が完成した時に初めて三長記を見た博陸が餘りにも自らの家門の事が記されてゐるのに驚いて、殆可類家禮莫外見示之と記してゐる

るのに注意される。長兼は攝關家が近衛九條と分立した當初から、一心なく九條家に奉仕し終始一貫した態度を取つた人であるから、その日記を見て斯の如き叫びを洩した博陸が兼實良經の流を汲む人である事は容易に推測できる。恐らくは道家かその子の教實良實實經の誰かであらう。而して弘安六年實經在世の當時に一條家には確かに一本が存してゐたのであるから、此の奥書はこの父子の孰れかに由つてなつたものであらう、そしてその際に三長記の一本が一條家に納められたのではないか。忠方の許に傳はつた一本が後人の書寫になるものにて長兼の自筆本でなかつた事より推して、一條家本には自筆本たる可能性が幾分かは存在する事になる。然し乍ら此等の臆測は梅小路家本にある奥書が最初の形を保つてゐると見ての立論であるから、深くは論じないけれども、當時の攝關家に於いて朝儀典例に關して典據となるものの正本を所持する事を誇りとし、政道が誤りなく施行せらるる由來と考へられた時に〔註三三〕日記の自筆本が多くその許に集る事は理由なき偶然からではなくて、當然の事

であつたと考へられる。而して此の卷子本の系統は實仲が一條家に家禮を取つてゐた事より見れば、恐らくはこの一條家本によつて書寫せられたものと思はれる。各公卿殿上人と攝關家との間に縦横無盡に張り廻はされた家禮なる關係にて、一家の秘記なるべき日記記録が書寫流布せられた事は、先に云ふ日記の正本の獨占的所有と云ふ事實と相應じて、當時の公卿社會の狀態の一斑を示すものと考へられる。此の本の一條家本より書寫せられた事が確認されるならば、此の卷子本は流布本と同一系統に屬する事になる。只流布本が數度に互つて書寫を重ねてゐる間に往々誤寫を免れないのに對して、遙かに善本と云へるのは確實であるが彼此校合は省略する事にする

紙背文書の中にて本文の筆者の考證に於いて徵すべきものは殆んど全部引用してその持つ示證力を明らかにしたが、かゝる考證を離れて見ても尙注目すべき一二の文書が存在する、その一は挿圖第三に掲げた文書である。自今夕三々夜。可有行幸内侍所。可令候脂燭給之由。

内々被仰下候也。仍執達如件

三月一日未 中宮權大進定□

三條新中將殿

紙背文書の年代が主として正應年間である事より見て正應年間の前後に於いて三月一日より三ヶ夜内侍所に行幸になつた時を尋ねて見れば、正應四年と五年との兩度しかないが、正應四年の時にはこの催しを藏人木工頭顯相がなしたと實躬が其の日記に記してをり、又當時の藏人には中宮權大進がゐるから、〔註一四〕この文書は正應五年の時のものと考へられる。當時の藏人中宮權大進は吉田定房であり、伏見院宸記同日の條には彼が藏人として出仕して萬事を奉行してゐるから、此の文書が彼の手になつたものである事に疑はない、定房の自筆は比較的多く存し、中にも元應二年十月六日權大納言定房泰として、實衡に宛て、出した後宇多院院宣が最もよく世人に知られてゐるが、その老年の筆なるに對し、此の文書は齡漸く二十歳の時の筆なるが故に元氣濺刺としてゐる筆致を見る事が出来る。

更に注目すべきはこの前年の内侍所の行幸の際に、此と全く同じき形式の文書を藏人木工頭顯相が實躬に送つた時に、實躬は日記に記して、藏人木工頭顯相送御教書云としてその文書を載せてゐる事である。然るに通説に従へば御教書とは公卿又は武家それも主として攝關家又は將軍家がその家司に命じて發せしめた文書にて、依御氣色執達如件とか依仰執達如件との書き結びを有するものであるとされてゐるが、この文書の形式は内々被仰下候也。仍執達如件とあつて、普通の形式と異つてゐるが、尙御教書と稱せられ、殊に時は伏見天皇御親政に際し、事は純然たる禁裏内の朝儀に、殿上人を召出される事に關してゐて、天皇の勅命を奉じて藏人が出した文書としか認められないのに、尙内文書として相應しない御教書なる文書名が附せられてゐる事より見れば、從來の通説は御教書の有する性質の一切を説き盡くしてゐないのではないかと考へられる。而して御教書と稱せられた文書の形式を搜して見ると、挿圖第二の文書は後深草法皇の八幡御幸の供奉に關する文書として、院宣と何等相

違せる處がないのに、實躬卿記には御教書と稱し、完全なる繪旨の形式を具へた文書を勅仲記にては同じく御教書と記し、〔註二五〕長者宣を受けて南曹弁がその請文に謹請 御教書事とあつて、〔註二六〕繪旨、院宣、長者宣と認められる文書が一樣に御教書と稱せられた事實を知る事が出来る。

又御教書を發し得た人の身分に就いて見ると、單に攝關家將軍家に限らずして、如上の實例に見る如く、天皇院が藏人・院司に命じて御教書を出されてをり、公卿は勿論のこと、殿上人にすぎない、五位藏人がその家司に命じて、御教書を出した事實を知る事ができる〔註一八〕。

かくて従來の御教書に關する通説に於いて、極めて明瞭とされてゐた、形式、並に御教書の眞實の命令者たるものの身分が、極めて範圍の廣い、一律には決し得ないものになつたのを見る、即ち御教書に關する通説の中では書き結びの形式とか命令者の身分等は重要性を失つて御教書は常に奉書たる形式を有すると云ふ事實のみが獨り存する事になる。勅仲記には隨處に殿下御教書

信輔朝臣奉書

京都帝國大學所藏卷子本三長記に就いて (赤松)

としてゐるのを見るが、殿下とは關白兼平のことであり、信輔はその家司であるから、殿下の代りに内院の字を置き、信輔の代りにそれ／＼藏人・院司の名をおけば、この定義は常に成立するものであると考へる。

これに對して繪旨院宣長者宣は各獨自の形式を有し、命令者の身分には制限があつて、御教書とは明らかに異つた文書であると思ふべきでない、只繪旨院宣長者宣は皆奉書の性質を本質として有してゐるから、御教書とも稱せられるにすぎないのであつて、御教書の存在が確認せられたとしても、その存在は何の影響も受けないのである。御教書と奉書とは同一なるものを現はすものであるが、奉書が文書の形式に即した名稱にすぎないのに對して、御教書は文書の眞實の命令者を示してゐる點に於いて、文書名としては前者に勝るものがある、而して御教書なる文書の存在が認められるならば、三長記の紙背文書の大部分は御教書との名を與ふべきものであると考へる。更に亦南朝の繪旨に往々見る白紙の繪旨も、非常時と云ふ理由にのみよらずして、繪旨の本來の性質

と繪旨と同時に行はれてゐた御教書の性質より、自然的にとかれるものがあると考へる。(昭和七・六・一四)

本稿の成るに當つて終始西田教授・中村助教の御指導を仰げり、茲に銘記して深謝の意を表す所なり。

〔註一〕 下 播磨國安積保

定補 預所職事

左衛門少尉藤原

右以人爲彼職令執行。恒例臨時御公事等。任先例可致其沙汰者。庄官百姓等宜承知致勿違失。故以下。

正應四年六月 日

安積保は現今兵庫縣宍粟郡神戸村に當り、安積氏の本貫地なり。

註二。

美作國瀧小總神主職事。爲親參申旨候歟。子細可有御尋候

謹言

十月廿日

(草名)

兵部卿殿

(草名)は何人なるや的確ならず、書札禮より見る時は中納言位の官にある人ならし。

註三。

來十一日。可有 御幸有栖川殿。可令參御幸給之由。御氣色所候也。仍執達如件。

二月六日。

右中將實任

註四。

三條權中將殿

(續史思抄正應五年二月十一日參照)

法華堂御月忌御布施取。今月御當番。定御存知候歟。必可令參仕給之由。被仰下候也。仍執達如件。

十月六日 右京大夫成能

三條權中將殿

註五。

明後日廿八日。爲御方違可有 御幸有栖川殿。可令參會給之由。被仰下候也。仍執達如件

五月廿六日 左少弁 (爲行カ) (草名)

三條權中將殿

註六。

春日祭使可勤仕候。舞人摺袴一腰任例調給候哉。恐々謹言

十月十六日 左中將有通

謹上 三條權中將殿 (續史思抄正應四年十月十六日)

註七。職原抄 兵部卿の條。

註八。尊卑分脉 高藤公流莖室一流の條參照

註九。

注文返進候

(謂取候也。)

カ 沙汰之差別候。

當色三具分。以代物任注文沙汰進上之候。又旁可申事等恐々謹言。不無骨候者。今夕明旦之間ニ可參上候。事々期其次

候。恐惶謹言

三月廿八日

實 仲

註一〇。

檢示候了。諷久不入見參候間。恐惶無極候。此次御尋候尤覺入候。

〔久不參會。何事ハ哉。以不思懸之次。常令申案内ハ。彼丹州

さま候實、以外候、歟、但檢注□□事申領狀之由所候也、類及

事地頭一向押領散々事ハ之間。未及實檢之沙汰ハ。不可說

子細候半不可說候沙

□□沙汰付候て御參候べく候

之事ハて、いべくい、□□勸學院御忌米事、以代□□慎致沙

汰ハ由庄家令申

註一。續史愚抄同日の條。

註二。勘仲記弘安七年二月廿八日の條。

註三。勘仲記弘安十年二月八日の條。

註四。實躬卿記正應四年四月七日、廿二日の條。

註五。實躬卿記正應六年三月八日の條。

註一六。

今無人折節 候に構令參ハ者、可爲穩便候。

八幡 御幸御參事。度々被仰下候了。非自由之故障之由被

申候。自由又何事過之ハ乎。被申候趣返々不可然子細。却

不可有御免ハ也。此上被申子細ハ者、定有後悔歟之由。如

此嚴密被仰下候。折節返々驚歎入候。相構今間有御參内々

(筆蹟は康能と同一なり)

實躬卿記正應四年四月廿六日、五月三日の條參照して實仲

が急に還幸に供奉せる事實より見て、この文書は康能より

實仲に宛てられたものと見る。

註一七。

去年被召候春日祭次第。付此使可返給候。明日出立にて廻

頭ハ也。心事期見參候。恐々謹言。

二月八日

伊 定

註一八 (續史愚抄正應三年二月九日の條參照)

掃圖第一文書

無殊事候。去月廿八日座主御上表候知此事不及御沙汰候也。御門徒

〔何事候乎。〕抑證題阿闍梨負物事。其後無申旨候之間。不申

入候少。然此間又令謹實候。重 令旨是可申下之由存ハ。恐々謹言

雜掌解可召進候。可然之様願申ハ。御沙汰ハ哉又

註一九。公卿補任建保二年長兼の條。

註二〇。弘安六年八月卅日以一條殿御本書寫校合了。

弘安六年九月朔日以一條殿御本書寫校合了。

註二一。弘安五年十一月六日以姉小路前中納言忠方卿本書寫校

合了。

註二二。

九秋之天。三餘之暇、疎一見訖。天興我於閑密在山水學示

釋道也。然而被催宿執、猶以披閱。記者之志。進賢退愚持善

惡非之故、家門事多職筆端殆可類家禮。莫外見示。之或有楚

後可被却之文。或有國裏可祕藏之文。悲哉無人于相傳。天

京都帝國大學所藏卷子本三長記に就いて (赤松)

第十七卷 第三號 四七七

之與雖可疑、是他生之宿業歟、几者爭弁之。一覽之時以念  
佛可資彼菩提而已

此記先人不被終書寫之功、微臣已雖爲籠居之身、爲遂件  
意、令追彼玄蹤、申請前博陸積術之功。與書即彼御筆也  
依書加之。不可外見者也

隱士在判

註二三。實躬卿記嘉元三年四月八日の條に見ゆる關白二條兼基  
の述懐を見よ

註二四。職事補任伏見天皇五位藏人の條

註二五。勘仲記弘安七年三月廿日の條

御教書書様

仙家春色勝題中  
取韻

右題 來廿四日於御當所可披講、凝風情可令豫參給者依

天氣執啓如件

三月廿日

治部少輔兼仲

謹上 頭中將殿

註二六。勘仲記弘安六年四月十八日の條

註二七。勘仲記弘安七年十二月六日の條